在留資格「医療」



○ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(抄)別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
医療	医師, 歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

〇 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)(抄)

活 動	基。準
法別表第の医療である。 とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。